

鹿児島市桜島火山防災研究所における研究活動に係る行動指針

(目的)

第1条 本研究所職員は、市職員であることの自覚に基づき行動することは当然の責務であるが、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている状況に鑑み、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動指針を定めるものである。

(定義)

第2条 本研究所職員のうち、研究者とは、研究活動を行うことを職務に含む者として所属する研究所長（火山防災専門官が兼務）、火山防災専門員のことをいう。

(一般準則)

第3条 研究者が服ようすべき一般準則は次のとおりとする。

(1) 法令等の遵守

研究者は、本研究所の研究活動における研究費が、公的資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたり、関係法令、規程等を遵守しなければならない。

(2) 不正行為の防止

研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為及び公的研究費の不正使用並びに不正行為への加担を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

(3) 科学的誠実性の確保

研究者は、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。また、自らの専門知識の維持向上に努め、常に広い視野をもち、最善の判断と姿勢を示すよう努力する。

(4) 守秘義務

研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報等の保護に努めなければならない。

(5) 利益相反への配慮

研究者は、自らの研究活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突の発生に十分留意し、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(6) 人権の尊重

研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(7) 不正行為の是正

不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを知り得たときは、それを放置してはならない。

(附則)

この指針は令和8年7月13日から実施する。